

令和3年第4回 市民福祉委員会会議録

令和3年9月2日

恵那市議会 議場

開 会： 午後1時28分

委 員 長 町野 道明、副委員長 伊藤 勝彦

2番委員 猿渡 南江、3番委員 西尾 努、4番委員 安藤 直実、5番委員 鵜飼 伸幸

副 議 長 千藤 安雄

委員長 ; 全員お揃いでございますので、ただ今から令和3年第4回市民福祉委員会を開会いたします。本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんこんにちは。本日は午後の大変お忙しい中、第4回となりました市民福祉委員会、どうぞよろしくお願い申し上げます。幾つか御報告を申し上げようと思います。まず新型コロナウイルスの関係でございます。今朝の新聞でご覧いただきましたように、本日付けで累計200人の方が感染されたということになりました。8月だけでおよそ88人ということでございまして、前回大きな波が来たのが5月で、そのときはひと月で34人でしたので、今回随分と多いという印象を持っております。特に9月に入りまして、昨日の発表では11人ということでございまして、これも過去最高でございます。11人の内訳を少しだけ申し上げますと、リンクいわゆる接触があった方が9人でございまして、やはり接触による感染が強いという印象が一つ、それから、ある程度リンクがたどれるってことは、そこさえ抑え込めば止まるという可能性もありますので、まずは個人それぞれの感染防止対策、これを徹底していただきたいなということを改めてお願いをしたいと思います。幾つか情報も入りましたので、これからは事例なんかも示しながら市民の皆様に注意喚起を図っていかうと考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

それから、ワクチンの接種でございますが、今日の中日新聞には、恵那市は69.7%が少なくとも1回は接種していただいたということでございます。ただ、まだまだ

予約の御希望をいただいております、市の予約の受け付けのリストには、既に1,740 名の方が予約をされているということでございます。引き続きワクチンの確保と接種、これに一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、せっかくですから市民福祉委員会の皆様にお伝えしたいのは、三郷町出身の中尾先生、9月7日のNHKのプロフェッショナルという番組に出られるそうでございます、恵那市民としても、誇るべきことだろうと思います。ぜひ多くの皆様にご覧いただきたいと思います。それでは活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、千藤副議長、御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さんこんにちは。第4回の市民福祉委員会、御苦勞さんでございます。

暑い日が続いております。私も百姓を少しばかりやっておりますし、畑にちょっと雨が欲しいなと思っていたところ、この雨でございますので、大きな雨が降らなければいいなと思っております。特に今年は何でか知らないが、草の伸びがいいような気がしております。今市長さんから話がありましたように、コロナについても、私の孫も習い事に行っておりますが、そこから少しコロナが出たというような形で、本当に身近にコロナがでているというような昨今でございますので、お互いに気をつけてしっかりいろいろなことを守ってやっていければと思っております。

今日の委員会、6議題でございますが、活発な委員会になることを期待しております。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座のまま、簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第57号 恵那市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

はい、2番委員。

2 番委員 ; お願いします。全員協議会で説明があったかと思えますけども、改めてお聞きいたします。4 つほどお願いいたします。

地方公共団体情報システム機構とはどういうシステムでしょうか。市民に説明できるようにお願いいたします。2 番目に、どうしてここが手数料を取るようになったのでしょうか。3 番目として、再交付とはどういうときにするのでしょうか。それと 4 番目、市町村に徴収事務をやらせるのはいかななものでしょうか。以上 4 点よろしくお願いいたします。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; はい。それではお答えします。

まず 1 つ目、J-L I S というのは地方公共団体情報システム機構というものでいわゆる団体です。団体を英語で表し頭文字を取って J-L I S というふうに呼んでいる団体で、こちらが現在マイナンバーカードの交付をしている団体でございます。

それから 2 つ目、こちらが手数料を徴収する理由は何かということでございますが、今回のマイナンバー法の改正によって、この団体が交付をすることということが定められました。今までは、各自治体が J-L I S に委託をしていたわけですが、今後は団体が交付を主体となってやるということですので、その分の手数料を徴収するということでございます。

それから 3 つ目、再交付とはどういうものですかということですが、こちらはいわゆるそのカード自体が壊れてしまったり、破損したりという状態で、もう一度作るときに再交付という形になっております。カード自体にはそれぞれ有効期限がございますが、有効期限がきての再交付については今のところ手数料がかからないということになっております。

それから 4 つ目、徴収事務を市町村にやらせるのはどうかということでございますが、一番市民の方に近い存在である自治体が交付・再交付の手続きを担っております。ですので、市民の方に迷惑がかからないようにするために、やはり市役所のほうに来ていただいて、手続き自体は市役所で行うということで、市町村がそれを担うということになっているということでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; はい。ちょっと別件の質問ですけど、市民にとって何か手続方法が変わるとか、それはいいのかということと、恵那市にとってそれ何かメリットがあるのかなという

ことですが、窓口で徴収されると思うんですけど、その徴収したお金自体がどういうふうに通帳に受渡しされるのかとか、その辺のことも教えていただきたいです。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; はい。まず市民の方の手続の方法です。これは現在も市役所の窓口へ来ていただいておりますのでここは全く変わりません。市民の方がまた新たな手続きをしなくてはいけないということではなくて、手続方法についても全く同じ状況でございます。それからこの恵那市で徴収したお金はどうなるかということですが、こちらは歳入歳出外現金という扱いで、市民の方からその場でいただいて預かっておきます。J－L I Sからその分の請求が来ますので、請求が来たときにJ－L I Sへ送金するというような形になります。以上です。

委員長 ; はい、4番委員。

4番委員 ; そういう手続きってというのが、私も市の中で他にもやってるとか、そういうこともわかりませんが、何かそうやって一時プールして、歳入に入れずに、預かるようなそういう会計の処理の仕方って、何か他にあるのかなと思いますが、初めてのケースなのか。すいません、お願いします。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; はい。手数料自体はそういうことなんですけど、いわゆる歳入歳出外現金ということで、職員の給料の所得税だとか、そういったものの扱いと同じです。一時的にそこに現金を預けておいて、そこから国へ払うとか。今回はJ－L I Sにお支払いすることによってでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

はい、2番委員。

2番委員 ; すいません。反対の立場で討論させていただきます。恵那市手数料条例の一部改正について。恵那市手数料条例の一部改正については、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行主体となったことからの提案です。しかし、私は、マイナンバー制度は廃止すべきと考えます。マイナンバー制度は、消費税増税を前提に国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進めるものと考えます。健康保険証のかわりにマイナンバーカードを使用できるようにしたり、個人の預貯金口座にひも付けできるようにしたりと、個人情報が一

元されます。また、地方自治体が集めたデータを儲けの種に利用されかねません。マイナンバー制度は廃止すべきであり、マイナンバーカードの発行も必要ないと考えます。したがって手数料条例の一部改正も必要ありません。皆さんの御賛同をお願いして、反対討論を終わります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので、討論を終結し採決を行います。

「議第 5 7 号 恵那市手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 5 7 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 7 号 令和 3 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

はい、4 番委員。

4 番委員 ; はい。2 項目ほどありますので、ちょっと順番にやらせていただきます。まずワクチン接種事業費、7,351 万 5,000 円ですけど、6 月補正に引き続き、今回もということですので、まずこの積算の根拠についてお尋ねしたいんですけども。これは、非常勤職員あとは正規職員の時間外勤務手当と、消耗品はちょっといいかな。あとは業務委託料についてですが、積算根拠についてお尋ねしたいです。具体的にはですね。何人の方がそれぞれ、どれぐらいの時間外勤務をされるのかと、結構大変なお仕事だと思います。まずそれが 1 点です。

あと、今回ワクチンがまだ、なかなか入ってこないという状況なんですけど、その状況を見込んで、これを時間外勤務手当ということだと思いますが、どれぐらいの人が打てるのかなと、この期間で。まずはお願いします。

委員長 ; はい、健幸推進課管理官。

健幸推進課管理官 ; はい。お答えいたします。9 月補正に計上しました積算の根拠でございますが、報酬につきましては会計年度任用職員の看護師の方が単価 2,000 円増になりましたので、そちらのところを増額しております。こちらにつきましては集団接種に総時間数が 384 時間を 10 月まで見込みまして、それに延べ 5 人の方の会計年度任用職員を

付けまして積算して 384 万円を出させていただいております。

あと職員手当の 2,550 万につきましては時間外手当ということで、こちらにつきましては 5 月 6 月の集団接種会場に勤務した職員、及びワクチン接種推進室の一般事務の時間外等を根拠に基づきまして積算をしております。トータルですと 10 月まで 1 万 4,970 時間を見込みまして、足りない分ということで 2,550 万円を計上させていただいております。この中には医師等については含まれておりませんのでよろしく願いいたします。

あと需用費につきましては消耗品ですが、こちらにつきましては集団接種会場における増額になります期間の部分について、計上をさせていただいております。

あと委託料につきましては、会場設営費としまして 2,113 万 2,000 円、こちらが集団接種会場の運営及びそういったところの委託経費ということで計上しております。あと個別接種につきまして、804 万円、こちらは各医療機関に個別接種していただいたときの増額分ということで計上しております。もう一つ、集団接種会場に派遣していただく、医師の派遣手当といったものが増額されておまして、こちらが 1,003 万 8,000 円ということで計上させていただいております。

はい、あとワクチンですと接種につきましては 10 月までの見込みの中では、既にそれまでに終わるような人数を想定しておまして 85%ほどを想定しておったところでございますが、その後ワクチン量が減少されているということで、現在またスケジュールの遅延ということで考えているところでございます。

委員長 ; はい、4 番委員。

4 番委員 ; はい。先ほど職員の時間外勤務手当は 5 月 6 月分のつというふうに言われたと思うんですけど、もう既に終わっていて、それ以前 6 月補正でも出したけど、その分が足りないから、ここに来てるつということですかね。

委員長 ; 健幸推進課管理官。

健幸推進課管理官 ; はい。すいません。5 月 6 月までで 6 月補正のときにはですね 6 月分、7 月分というところで、その後の今回の 9 月補正につきましては 7 月以降の部分につきまして、計上するつということで上げてあります。ですので、その積算根拠として、5 月 6 月分の実績に基づきながら積み上げておるということでございます。

委員長 ; 4 番委員

4 番委員 ; これ国から全部交付金ですかね、来るつということですけど、今後、まだ例えば終わりません、ワクチンが入ってきませんつという状況で、いつまでこう本当にきちんと終わるかって、少し未定な部分があると思うんですけど。こういうお金つてい

うのは、定期的にというか、きちっとまた補正で、国からも来るのかどうかということと、もう一つ、県のこれ以前も副市長がおっしゃられたんですけどワクチンの納入について、それがもう定かじゃないと思うので、なかなかその接種の日程とかも組めないんじゃないかと思うんですけど、その辺の情報があれば教えてほしいんですけど。

委員長 ; 健幸推進課管理官。

健幸推進課管理官 ; はい。補助金につきましては、そのワクチン接種が今後続いていく場合については、増額されていくというふうに思っておりますし、全額国の負担でということで言われておりますので、今後補助金の要綱も8月に1度、再度精算がありまして要望が出せるようになりましたので、そのところも今出しておるところになりますので、12月補正でまた増額をさせていただくことがあるかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、健幸推進課管理官。

健幸推進課管理官 ; ワクチン数につきましては、国のほうが定められまして、前回委員会のときも副市長のほうから話がありましたが、全体の8割というところで、岐阜県、各市町村に配分されるということが来ております。各2週間に1回のクールがございまして、そのときに枠数ということで配分をされておるところでございしますが、委員会の中で枠数を御報告させていただいておりますが、前回委員会後にですね、現在としましては、14クールで1箱増加していただくと、そのあと15クールで2箱をいただくというような情報はいただいておりますので、またその後につきましては、要望をかけていきましてワクチンを獲得していきたいというふうに考えております。

委員長 ; 4番委員

4番委員 ; 基本的に、ワクチンの接種の日にちっていうのは、もう既に9月の何日かというふうに予定がされてるということですか。

委員長 ; はい、健幸推進課管理官。

健幸推進課管理官 ; はい。今現在のところ8月24日にですね記者発表させていただいております、ワクチンの予約ができない状況がある中で、予約希望者を募るところで今進めさせていただいております、先ほど市長が説明ありましたように、昨日現在1,740名ほどございます。そういったところで希望者を募りながら、要望をかけながら進めております、今現在の、先ほど言いました確定量のところにつきまして

は、9月18日19日の集団接種及び個別接種に若干の配布をさせていただきながら接種していただくということを考えておりまして、先ほどありますこの予定希望者の方に、現在順番に予約のほうの御案内をさせていただいているところでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

4番委員

4番委員 ; はい、地域医療確保対策事業費の120万円についてお尋ねしますが、これは、県の医学生修学資金貸付けというふうに聞いておりましたが、今の時期に来た理由を教えてください。これ当初予算とかではなかったのかなあと。当初予算にあったのか。また追加で恵那市の人が1人ということなのか、ちょっとその辺の理由をお願いします。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。この修学資金ですが当初予算では、令和元年度の入学者1名分を計上させていただきました。今回、今年度恵那市の方で入学した者が1人増えましたので新規に1名分を増額ということで要求させていただきました。以上です。

委員長 ; 4番委員。

4番委員 ; 恵那市の人ですね。今本当にコロナとか大変な状況でお医者さんも看護師さんもない。これから本当にそういう方が必要だと思うんですけど、この人たちがその恵那に来て働いていただけるっていう、その辺の見込みがあるのかなのか教えてください。

委員長 ; はい、地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。この制度は岐阜県の県内の医師が不足する地域の地域医療の確保をすることを目的としております。ですので、卒業後、県内の医療機関に勤務して、地域医療に貢献する医師の医学生に対して、貸し付ける制度ということになっており、岐阜大学の医学部に入学された者が対象となっております。将来的には恵那市の医療機関に限らず県内の医療機関に勤めていただくということにはなりますが、貸付けた期間に相当する期間を勤務していただくということが条件となっております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

議第 6 7 号 令和 3 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」

は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 6 7 号**」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「**議第 6 8 号 令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 8 号 令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」

は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「**議第 6 8 号**」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「**議第 6 9 号 令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）**」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 9 号 令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、

原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第69号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第72号 令和3年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第72号 令和3年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第72号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第73号 令和3年度恵那市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第73号 令和3年度恵那市病院事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第73号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。それではこれもちまして、令和3年第4回市民福祉委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時56分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 町 野 道 明